

第 1 回 出雲市子ども・子育て会議

平成 25 年 10 月 10 日開催

(資料抜粋)

子ども・子育て支援新制度について

1. 制度の目的

- ▼質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ▼保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ▼地域の子ども・子育て支援の充実

(子育てをめぐる現状と課題)

- 急速な少子化の進行（合計特殊出生率 平成23年：1.39 24年：1.41）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤独感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

2. 子ども・子育て関連3法

- ▼子ども・子育て支援法
- ▼就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- ▼子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法） … 児童福祉法の改正など

3. 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供（イメージ）

	保育を利用しない	保育を利用する
子どもが 満3歳以上	(子ども・子育て支援のニーズ) 学校教育+子育て支援	(子ども・子育て支援のニーズ) 学校教育+保育+子育て支援 +放課後児童クラブ(小学生)
子どもが 満3歳未満	(子ども・子育て支援のニーズ) 子育て支援	(子ども・子育て支援のニーズ) 保育+子育て支援

需要の調査・把握

出雲市子ども・子育て支援事業計画（5か年計画）

計画的な整備・実施

子ども・子育て支援給付

- 施設型給付
 - 認定こども園
 - 幼稚園
 - 保育所
- 地域型保育給付（基本的に3歳未満）
 - 小規模保育（6～19人）
 - 家庭的保育（～5人）
 - 居宅訪問型保育
 - 事業所内保育（従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業（要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体の参入促進事業

4. 主な改革内容

(1)「給付」の創設

▼施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）

- ▽個々の児童について「保育の必要性」を認定^{※1}し、認定内容に応じた給付を行う。
- ▽保護者に対する給付を、施設が法定代理受領。
- ▽国が給付単価の「公定価格」を定める。
- ▽市町村が利用調整^{※2}を行った上で、利用者と施設が直接契約。（利用料は施設が徴収。）
- ▽ただし、民間保育所は従来どおり利用者と市町村が契約。（保育料は市町村が徴収。）
- ▽給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市町村が確認。^{※3}
- ▽利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

▼地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

- ▽保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。

※1 保育の必要性の認定（支給認定）について

- ▽保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- ▽保育の必要性の認定区分は次の3区分。
 - [1号認定] 満3歳以上／保育の必要性なし
 - [2号認定] 満3歳以上／保育の必要性あり
 - [3号認定] 満3歳未満／保育の必要性あり
- ▽さらに、保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分。
- ▽保育を必要とする事由（現行の「保育に欠ける」要件に相当）、長時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市町村が基準を定める。

※2 利用調整について

- ▽給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

【利用調整の内容】

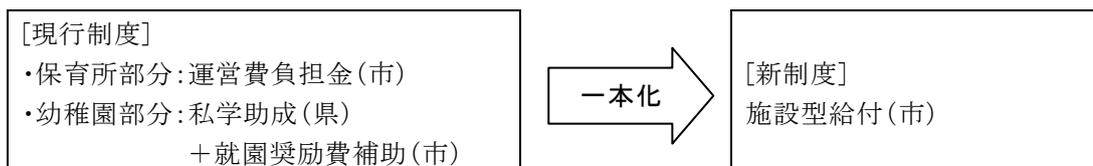
- ・施設等に関する情報の提供
- ・施設等の利用に関する相談・助言（保護者の利用希望等を勘案して実施）
- ・施設等のあっせん
- ・施設等に対する利用の要請

※3 確認制度について

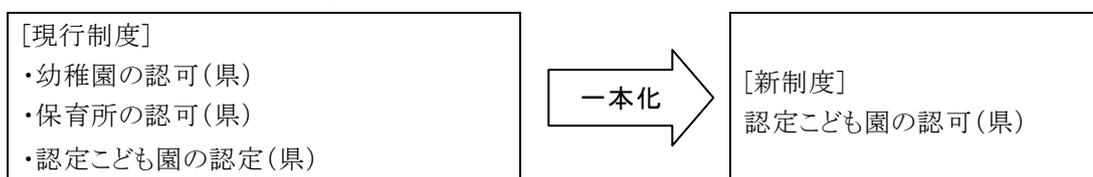
- ▽市町村は、事業者からの申請に基づき、利用定員を定めた上で給付の対象となる施設・事業を「確認」する。※施設・事業の「認可」とは別の手続き
- ▽利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画（需要と供給）に照らし、保育の必要性の認定区分（1号/2号/3号）ごとに設定。
- ▽確認を受ける施設・事業は、国が定める基準に基づいて市町村が条例で定める「運営基準」を満たすことが必要。
- ▽市町村は、利用定員の設定に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

(2) 認定こども園制度の改善 ～新たな「幼保連携型認定こども園」の創設～

- ▼「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。
- ▽満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供（満3歳未満児の受入れは任意）。
- ▽行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化。



- ▽認可手続・権限が一本化。



- ▽設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。
- ▽既存の幼稚園、保育所からの移行は任意。

(3) 認可制度の改善

- ▼保育所、認定こども園、地域型保育事業の認可制度を改善・透明化し、保育需要の増大に機動的に対応。
- ▽申請内容が客観的な認可基準を満たせば、原則として認可する。
[例外]
 - ・供給過剰による需給調整が必要な場合
 - ・欠格事由に該当する場合
- ▽県が認可をする際には、市町村と協議を行い、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の拡充

▼地域子ども・子育て支援事業（P2の①～⑬）を充実（新設、拡充、制度改正）

＜新設、拡充、制度改正の例＞

▽利用者支援事業《新設》

- ・子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援

▽放課後児童クラブ《拡充・制度改正》

- ・対象児童を拡大（概ね10歳未満の小学生→小学校6年生）
- ・設備・運営（従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等）に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化（現行制度の基準はガイドラインによる）

(5) 事業計画の策定

▼市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施。

▽計画期間は5年間（27～31年度）。（中間年度で見直しの必要が生じる可能性あり。）

▽地理的状況等を勘案して「区域」を定め、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定める。

▽「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。

→保護者に対する「ニーズ調査」を実施（25年11月頃実施予定）

※ニーズ調査の内容・実施方法等については、議事(5)で説明。

▽計画策定に当たり、県との協議・調整が必要。

▽計画の策定・変更、進捗管理（PDCAサイクルのチェック）に当たり、子ども・子育て会議の意見を聴く必要あり。

(6) 子ども・子育て会議の設置

▼国及び自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映。

▽国の会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準（施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等）などの重要事項について意見を聴取。

▽自治体においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されている。

5. 財源・費用負担

▼国は、10%への消費増税により、平成27年段階で、0.7兆円の追加財源（恒久財源）を確保。

[消費増税（予定）] 平成26年4月：8%→平成27年10月：10%

▼0.7兆円は、保育等の「量の拡充」（待機児童解消等）及び「質の改善」（職員配置・処遇改善等）に充当。

▼質・量の充実を図るため、0.7兆円に加え、さらに0.3兆円程度の追加財源が必要であり、その確保が国の課題とされている。（子ども・子育て支援法附則に政府の努力義務。）

【国と地方の負担割合】

	国	： 都道府県	： 市町村
施設型給付・地域型保育給付	2	： 1	： 1
地域子ども・子育て支援事業	1	： 1	： 1

※国において「幼児教育無償化」を検討中。詳細は未定であるが、当面、多子世帯の保育料の実質無償化・軽減策を講じる方向。新制度とは別途財源を確保するとされている。

6. スケジュール

▼平成27年4月施行予定。（10%への消費増税の時期と連動。）

▼施行に必要な準備（子ども・子育て会議の設置、事業計画の策定、認可基準条例の制定、支給認定手続、認可・確認手続等）は、施行を待つことなく、順次実施する必要あり。

▼子ども・子育て会議の意見を聴きつつ、25年中にニーズ調査を実施した上で、事業計画の「量の見込み」・「確保方策」を26年9月までにとりまとめる必要あり。

▼保育の必要性の認定手続、27年4月から事業を開始する施設・事業の認可手続、給付対象の確認手続等は、26年下半期を目途に着手する必要あり。

出雲市子ども・子育て会議について

1. 趣旨

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法が公布されました。

この法律に基づき、平成 27 年 4 月（予定）から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートします。この法律では、子ども・子育て支援事業計画の策定等への意見を聴くための審議会設置が求められており、出雲市でも、出雲市子ども・子育て会議条例第 1 条に基づき、「出雲市子ども・子育て会議」を設置します。

2. 「出雲市子ども・子育て会議条例」及び「出雲市子ども・子育て会議規則」について

※p2～5 参照

3. 委員について

市議会、子どもの保護者、子ども・子育て支援に係る各種団体を代表する方、保育・教育関係者、子ども・子育て支援に関する学識経験者など、幅広い分野から委員にご就任をいただきました。

また、事業計画策定等にあたり、特定の分野を専門的にご審議いただくため、部会を設置する予定です。部会には、本会議委員をはじめ、専門委員にもご参加いただく予定です。

4. 「出雲市子ども・子育て会議」の審議事項について

- (1) 市が認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を定める際に、意見を述べること。
- (2) 市が子ども・子育て支援事業計画を定める際に、意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的・計画的な推進のために必要な事項を調査審議すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議（点検・評価・見直し）すること。

出雲市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年出雲市条例第 33 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、出雲市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (6) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 市長は、専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、子育て会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員又は専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告しなければならない。

(委員等の報酬及び費用弁償)

第8条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年出雲市条例第36号)の規定を適用する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

出雲市子ども・子育て会議規則

(平成 25 年出雲市規則第 41 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、出雲市子ども・子育て会議条例(平成 25 年出雲市条例第 33 号)第 10 条の規定に基づき、出雲市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

2 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会議は、前項ただし書の規定により非公開とした場合を除き、傍聴することができる。

(傍聴人)

第 4 条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会議の会場(以下「会議場」という。)の規模に応じ調整する。

(傍聴の手続)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、一般傍聴人にあつては自己の氏名及び住所を、報道関係者にあつては氏名及び報道機関名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入のうえ、事務局の確認を受けなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の 15 分前から先着順で受け付ける。ただし、その時点で一般傍聴人の傍聴希望者が前条第 2 項で規定する定員を超えるときは、くじで傍聴人を決する。

(傍聴席)

第 6 条 傍聴人は、会長が指定する傍聴席に着席しなければならない。

(会議録)

第 7 条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。ただし、第3条第1項ただし書の規定により非公開としたときは、この限りでない。

2 前項の公開は、会長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第9条 何人も、会議中にみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、会長の許可を得なければならない。

3 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(関係者の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

傍聴人受付簿(省略)

出雲市子ども・子育て会議の部会の設置について

出雲市子ども・子育て会議の調査・審議事項は、幼児期の学校教育・保育、放課後児童、要保護児童対策・虐待防止、社会環境づくり、教育環境づくり、ひとり親家庭、母子保健、発達支援等、多岐にわたっています。

特に、「幼稚園・保育所の課題」、「児童虐待防止対策等の社会養護の課題」及び「就学前の発達障がい等の課題」への対応については、専門的に調査・審議する必要があることから、出雲市子ども・子育て会議条例第7条の規定に基づき、次のとおり3つの部会を設置します。

設置する部会

部会名	調査・審議が必要な事項	具体的内容
幼稚園・保育所課題等検討部会	幼児教育・保育に関する事項	・幼児期の学校教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び時期 ・利用者負担のあり方 など
社会養護検討部会	地域子ども・子育て支援に関する事項	・地域子ども・子育て支援事業（小学校入学前児童を主な対象とするもの）の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び時期 ・児童虐待防止対策の推進 ・ひとり親家庭の自立促進 ・養育支援が必要な家庭への支援体制 など
発達支援検討部会	就学前児童の発達障がい等に関する事項	・早期からの発達支援の仕組みづくり ・地域への啓発 など

<参考>出雲市子ども・子育て会議条例

(部会)

第7条 子育て会議は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子育て会議の委員又は専門委員のうちから会長が指名する者をもって組織し、部会の名称は会長が定める。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査審議した結果を子育て会議に報告しなければならない。

出雲市子ども・子育て支援事業計画策定について

1. 策定の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、国の基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保などの業務の円滑な実施に関する子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」）を定める必要があります。

2. 事業計画記載事項（子ども・子育て支援法第 61 条）

<必須記載事項>

- (1) 教育・保育提供区域の設定(第 2 項第 1 号)
 - ・量の見込み、確保方策を設定する単位として区域を設定。
- (2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第 2 項第 1 号)
 - ・教育・保育提供区域ごとに、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。
 - ・設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期」を設定。

(イメージ)

設定区分		1 年目(H27)			2 年目(H28)			...
		3-5 歳 学校教育 のみ	3-5 歳 保育の必 要性あり	0-2 歳 保育の必 要性あり	3-5 歳 学校教育 のみ	3-5 歳 保育の必 要性あり	0-2 歳 保育の必 要性あり	...
①量の見込み		300 人	200 人	200 人	300 人	200 人	200 人	...
② 確保 の 内容	認定こども園・ 幼稚園・保育所	300 人	200 人	80 人	300 人	200 人	160 人	...
	地域型保育事業	—	—	20 人	—	—	20 人	...
②-①		0 人	0 人	▲100 人	0 人	0 人	▲20 人	...

- (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第 2 項第 2 号)
 - ・教育・保育提供区域ごとに、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。
 - ・設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目(H27)	2年目(H28)	3年目(H29)	...
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	...
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)	...
②-①	0	0	0	...

放課後児童健全育成事業	1年目(H27)	2年目(H28)	3年目(H29)	...
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)	...
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)	...
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0	...

⋮※事業ごとに記載
▼

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(第2項第3号)

- ・認定こども園の普及に係る考え方、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進 など

<任意記載事項>

(5) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保(第3項第1号)

(6) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携(第3項第2号)

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの施策の充実

(7) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携(第3項第3号)

3. 論点と考え方

(1) いきいきこどもプラン施策の事業計画への反映

事業計画の基本的な性格は、幼児期の学校教育・保育等の受給計画ですが、次世代育成対策推進法(26年度までの時限立法)に基づく「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画(後期計画)～」の施策を引き継ぐとの位置づけも可能です。

⇒継承するものとして位置づけたい。その場合、いきいきこどもプラン策定時の調査項目と照らしてニーズ調査項目の調整が必要となります。

(2) 子ども・若者ビジョンとの関係

子ども・若者ビジョンは、事業計画と対象年齢が一部重なりますが、根拠法令、趣旨、目的等が異なります。

⇒一本化せず、関連する計画として並立させたい。

	子ども・子育て支援事業計画 (いきいきこどもプランの施策を含む)	子ども・若者ビジョン
根拠法令	子ども・子育て支援法	子ども・若者育成支援推進法
対象	就学前を中心に概ね 18 歳まで	乳幼児から 30 歳代まで
主たる目的	幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等に関する計画	子ども・若者を育成支援するための行動指針

4. 事業計画に関係する主な法律

(子ども・子育て関連 3 法)

▽子ども・子育て支援法

▽就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）

▽子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法）

▼児童福祉法

▼学校教育法

▼母子保健法

▼母子寡婦福祉法

▼児童虐待防止法

▼発達障害者支援法

ニーズ調査の実施について

1. 調査の目的・考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（27～31年度の5年間）について、新制度に基づいて実施する「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を、どのくらい提供すべきか（＝「量の見込み」）を推計する必要があります。

この「量の見込み」の推計に必要な「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を把握するため、子どもの保護者に対するニーズ調査を実施します。

また、いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画（後期計画）～（22～26年度）策定時の調査項目と照らしてニーズ調査項目の調整を図ります。

2. 調査の対象

<u>対象となる子ども</u>	<u>対象となる施設・事業</u>
<u>小学校就学前の子ども</u> <u>(0～5歳)</u>	<教育・保育> 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） <地域子ども・子育て支援事業> ※法定13事業のうち、国の「基本指針」において、ニーズ調査によって利用状況・利用希望を把握すべきとされている8事業 ①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③子育て短期支援事業 ④ファミリー・サポート・センター事業 ⑤一時預かり事業 ⑥延長保育事業 ⑦病児・病後児保育事業 ⑧放課後児童クラブ

※調査対象のうち小学生がいる世帯には、追加の質問項目を設定して、小学生の保護者としての意向も把握します。

3. 調査の実施方法

- (1) 対象となる子どもの保護者に対し、アンケート方式の無作為抽出（3,000 世帯）調査を実施します。
- (2) 調査票は、郵送で配布・回収します。
- (3) 結果を集計・分析し、それを踏まえて「量の見込み」を推計します。

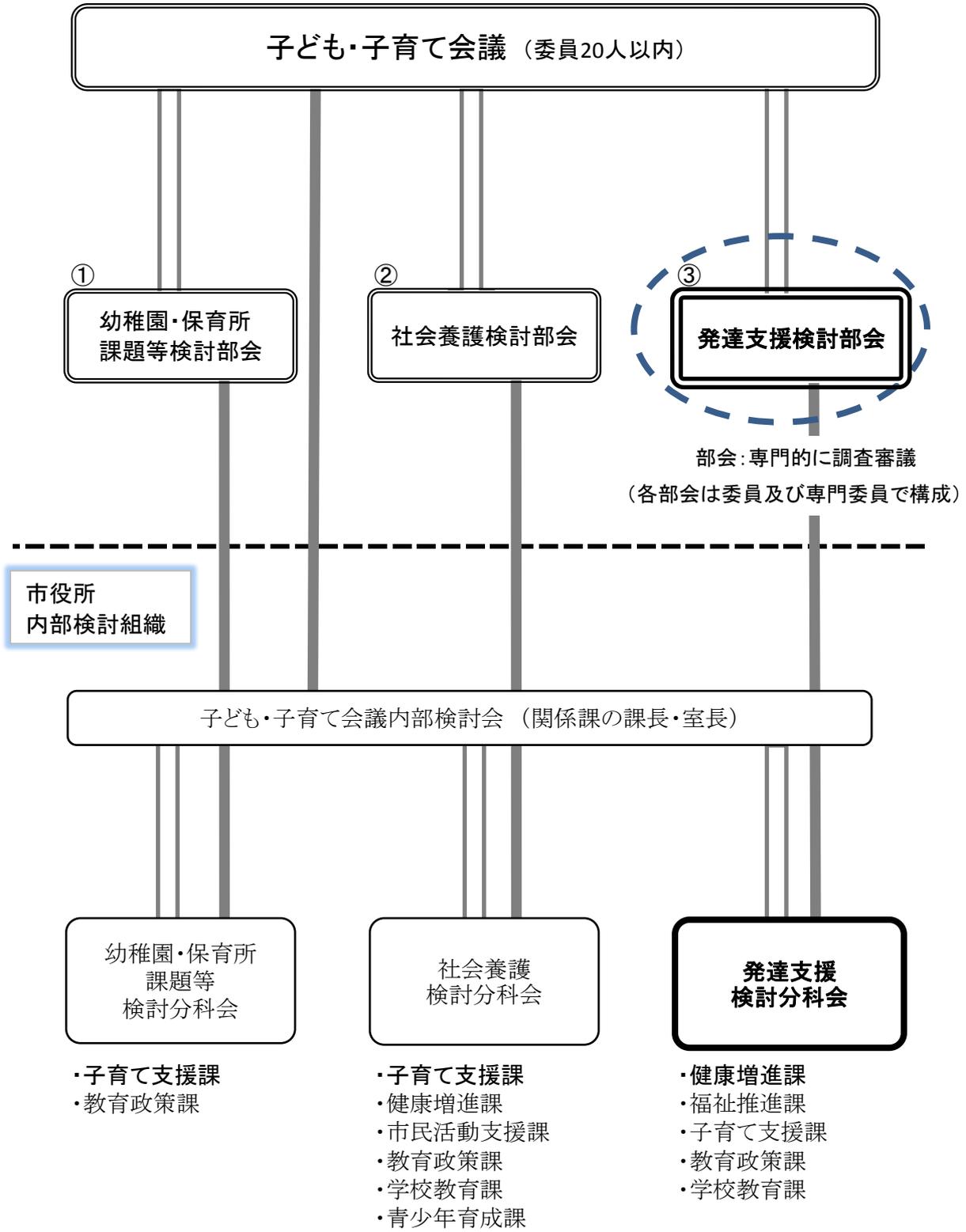
4. 調査票の構成

- (1) 住まいの地域
 - (2) 子どもと家族の状況
 - (3) 子どもの育ちをめぐる環境
 - (4) 保護者の就労状況
 - (5) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
 - (6) 地域の子育て支援事業の利用状況
 - (7) 土曜・休日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望
 - (8) 病気の際の対応
 - (9) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
 - (10) 小学校就学後の放課後の過ごし方
 - (11) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度等
 - (12) 子どもの発達
 - (13) 子育てに関する満足度と重要度
 - (14) 自由記入
- ※ 小学生がいる世帯に、追加の質問項目を設定

5. 調査のスケジュール（予定）

10/10(木)	第1回出雲市子ども・子育て会議
	⋮
11月中旬	調査票発送
～12月中旬	調査票回収
	⋮
平成26年	⋮
2月	調査結果報告書作成
<u>3月</u>	<u>第2回出雲市子ども・子育て会議</u>

『出雲市子ども・子育て会議』の組織



出雲市子ども・子育て会議 委員名簿 ・ 専門委員 名簿

(順不同・敬称略)

子ども・子育て会議

区分	組織・役職等	氏名
【委員】		
1 識見	島根大学副学長	肥後 功一
2 識見	島根県立大学出雲キャンパス教授	齋藤 茂子
3 識見	島根大学教育学部教授	原 広治
4 議員	出雲市議会副議長、文教厚生委員会委員	福代 秀洋
5 議員	出雲市議会議員、文教厚生委員会委員長	板倉 明弘
6 保護者	出雲市認可保育所（園）保護者会連合会会長	神田 敦也
7 保護者	出雲市幼稚園PTA連合会会長	飯塚 哲朗
8 保護者	出雲市PTA連合会会長	土江 優
9 団体	出雲小児科医会会長	羽根田 紀幸
10 団体	出雲市自治会連合会会長	秦 久光
11 団体	出雲商工会議所専務理事	福間 泰正
12 団体	連合島根出雲・雲南地域協議会 出雲地区会議議長	矢田 和則
13 団体	出雲市要保護児童対策地域協議会会長	堀江 正俊
14 団体	出雲市民生児童委員協議会主任児童委員代表	布野 和弘
15 団体	出雲市小学校長会副会長	矢田 功
16 団体	出雲市子育てサポーター一連絡協議会会長	廣戸 悦子
17 団体	出雲市男女共同参画推進委員会委員	高橋 悦子
18 従事者	出雲市認可保育所（園）理事長会会長	原 成充
19 従事者	出雲市保育協議会会長	西 郁郎
20 従事者	出雲市児童クラブ運営委員会委員長会会長	吾郷 弘司

幼稚園・保育所課題等検討部会

組織・役職等	氏名
【委員】	
1 島根大学副学長	肥後 功一
2 出雲市議会副議長、文教厚生委員会委員	福代 秀洋
3 出雲市議会議員、文教厚生委員会委員長	板倉 明弘
4 出雲市認可保育所（園）保護者会連合会会長	神田 敦也
5 出雲市幼稚園PTA連合会会長	飯塚 哲朗
6 出雲市自治会連合会会長	秦 久光
7 連合島根出雲・雲南地域協議会 出雲地区会議議長	矢田 和則
8 出雲市認可保育所（園）理事長会会長	原 成充
9 出雲市保育協議会会長	西 郁郎
【専門委員】（予定）	
10 北陵幼稚園園長	長島 一枝
11 出雲市幼稚園長会会長	佐野 洋子
12 出雲市保育協議会保育士部会会長	田口 晴美

社会養護検討部会

組織・役職等	氏名
【委員】	
1 島根県立大学出雲キャンパス教授	齋藤 茂子
2 出雲市議会副議長、文教厚生委員会委員	福代 秀洋
3 出雲市PTA連合会会長	土江 優
4 出雲小児科医会会長	羽根田 紀幸
5 出雲商工会議所専務理事	福間 泰正
6 出雲市要保護児童対策地域協議会会長	堀江 正俊
7 出雲市民生児童委員協議会主任児童委員代表	布野 和弘
8 出雲市小学校長会副会長	矢田 功
9 出雲市子育てサポーター一連絡協議会会長	廣戸 悦子
10 出雲市男女共同参画推進委員会委員	高橋 悦子
11 出雲市児童クラブ運営委員会委員長会会長	吾郷 弘司
【専門委員】（予定）	
12 出雲市保育協議会副会長	古川 泰道
13 出雲児童相談所調整監	山本 尚樹

発達支援検討部会

組織・役職等	氏名
【委員】	
1 島根大学教育学部教授	原 広治
2 出雲市議会議員、文教厚生委員会委員長	板倉 明弘
3 出雲市子育てサポーター一連絡協議会会長	廣戸 悦子
4 出雲市保育協議会会長	西 郁郎
【専門委員】（予定）	
5 出雲医師会学校医部会会長	及川 馨
6 島根大学医学部附属病院子どもこころ診療部部長	岸 和子
7 中央保育所幼稚園園長	山崎 彰子
8 直江保育所所長	江角 美枝
9 出東小学校教頭	長光 悦子
10 島根県立出雲養護学校特別支援教育コーディネーター	藤原 美保
11 出雲市障がい者自立支援協議会障がい児支援部会会長	名越 真理子
12 島根県東部発達障害者支援センターウィッシュセンター長	福田 明美
13 島根県出雲保健所健康増進課課長	太田 澄子

ニーズ調査項目一覧：出雲市

ニーズ調査項目			国 項目	次世代 項目
	調査項目	設問のねらい		
設問1. (宛名の)子どもと家族の状況				
問1	住まいの地区(中学校区)	・区域設定の参考 ・地区別のニーズ量算出に活用	問1	
問2	子どもの生年月	・年齢別のニーズ量算出に活用	問2	問1
問3	きょうだいの人数(小学生の人数)2人以上の場合、末子の生年月記入	・子どもの人数・年齢層把握	問3	問2
問4	調査票回答者(子どもとの関係)		問4	
問5	調査票回答者の配偶関係	・ひとり親か否かを把握	問5	
問6	子育て(教育を含む)を主に行っている方	・ニーズの発生に影響が大きい保護者を特定	問6	問5
設問2. 保護者の働き方				
問7	母親の就労状況	・母親の就労実態把握	問12(1)	問6(2)
	父親の就労状況	・父親の就労実態把握	問12(2)	問6(1)
問7-1	就労日数、就労時間	・母親の就労実態把握	問12(1)-1	問6(2)
	就労日数、就労時間	・父親の就労実態把握	問12(2)-1	問6(1)
	家を出る時刻、帰宅時刻	・母親の就労実態把握	問12(1)-2	
	家を出る時刻、帰宅時刻	・父親の就労実態把握	問12(2)-2	
問7-2	子どもの出産前後に離職したか			問8
問7-3	仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていたら、就労を継続したか			問8-1
問8	母親のフルタイムへの転換希望	・潜在的な保育ニーズの把握	問13(1)	問6(2)・7-1
	父親のフルタイムへの転換希望	・潜在的な保育ニーズの把握	問13(2)	問6(1)
問9	母親の就労希望(時期・形態)	・潜在的な保育ニーズの把握	問14(1)	問7・7-3
	父親の就労希望(時期・形態)	・潜在的な保育ニーズの把握	問14(2)	
設問3. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況				
問10	幼稚園や保育所など「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無	・事業の利用実態把握	問15	問9
	平日の定期的な教育・保育の利用事業	・事業の利用実態を事業別に把握	問15-1	問9-1 (不定期含む)
	平日の定期的な教育・保育の利用状況(週の日数、1日の時間数)	・事業の利用実態を時間数で把握	問15-2(1)	問9-2
	平日の定期的な教育・保育の利用希望(週の日数、1日の時間数)	・事業の利用希望を時間数で把握	問15-2(2)	
問10-1	教育・保育の事業を利用していない理由	・各事業へのシフトする潜在ニーズを把握	問15-5	問9-4
問11	平日の教育・保育の事業で「定期的」に利用したい事業	・事業の利用希望を把握(幼稚園預かり保育の利用希望も含む)	問16	問10
問11-1	教育・保育事業の選択で重視する要件			
設問4. 土曜・休日・長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望				
問12	土曜日の定期的な教育・保育の事業の利用希望・時間帯	・事業の利用希望を把握	問20(1)	
	日曜日・祝日の定期的な教育・保育の事業の利用希望・時間帯	・事業の利用希望を把握	問20(2)	
問13	(幼稚園利用者のみ)長期休暇期間中の教育・保育の事業の利用希望や時間帯。	・事業の利用希望を把握	問21	
設問5. 地域の子育て支援事業の利用状況				
問14	地域子育て支援拠点事業の利用の有無と利用頻度	・事業の利用実態を把握	問17	
問15	地域子育て支援拠点事業の利用希望(利用日数増など)	・事業の利用希望を把握	問18	
問16	知っている事業、利用したことがある事業、今後利用したい事業	・認知度把握 ・個別事業の利用希望を把握	問19	
設問6. 病気の際の対応(平日の教育・保育を利用する方のみ)				
問17	この1年間で、子どもが病気やケガで通常の利用できなかったことの有無	・病児保育のニーズ量の把握	問22	問12
	病気等の際の対処方法と日数	・病児保育のニーズ量の把握	問22-1	問12-1
問17-1	「できれば病児施設等を利用したい」と思ったか(日数記入)	・事業の利用希望を把握	問22-2	問12-1
設問7. 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用				
問18	私用、親の通院、不特定の就労等で不定期に利用する事業と年間利用日数	・事業の利用実態を把握	問23	問13(理由別) 問15-1 問16-1
問19	私用、親の通院、不特定の就労等での事業利用希望と日数	・事業の利用希望を把握	問24	
問20	保護者の用事で、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったか(泊数記入)	・子育ての実態を把握	問25	
設問8. 小学校就学後の放課後の過ごし方(宛名の子どもが5歳以上である方)				
問21	小学校1~3年生では放課後をどのような場所で過ごさせたいか(放課後児童クラブの場合、希望利用時間)	・事業の利用希望を把握	問26	問14 (放課後児童クラブのみ)
問22	小学校4~6年生では放課後をどのような場所で過ごさせたいか(放課後児童クラブの場合、希望利用時間)	・事業の利用希望を把握	問27	小問9
問23	土曜日の放課後児童クラブの利用希望・時間帯	・事業の利用希望を把握	問28(1)	
	日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望・時間帯	・事業の利用希望を把握	問28(2)	
	長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望・時間帯	・事業の利用希望を把握	問29	

ニーズ調査項目一覧:出雲市

ニーズ調査項目			国 項目	次世代 項目
	調査項目	設問のねらい		
設問9. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度等				
問24	育児休業取得の有無と取得していない場合の理由	・育児休業の利用実態を把握	問30	問11 (理由不問)
問24-1	育児休業給付の支給の仕組み、育児休業等期間の健康保険・厚生年金保険の保険料免除の仕組みを知っているか	・施策の認知度把握 ・今後の施策検討に活用	問30-1	
問24-2	育児休業取得後、職場に復帰したか(母親)	・育児休業後の実態を把握	問30-2(1)	
	育児休業取得後、職場に復帰したか(父親)	・育児休業後の実態を把握	問30-2(2)	
問24-3	育児休業から職場に復帰したタイミング(母親)		問30-3(1)	問11-1~4
	育児休業から職場に復帰したタイミング(父親)		問30-3(2)	
問24-4	実際に育児休業から職場復帰したときの子どもの年齢(月)と、希望としていつまで取りたかったか。(母親)	・育児休業の利用実態と希望を把握	問30-4(1)	
	実際に育児休業から職場復帰したときの子どもの年齢(月)と、希望は、いつまで取りたかったか。(父親)	・育児休業の利用実態と希望を把握	問30-4(2)	
	育児休業から希望より早く復帰した理由(母親)	・育児休業の利用実態を把握	問30-6(1)①	
	育児休業から希望より早く復帰した理由(父親)	・育児休業の利用実態を把握	問30-6(1)②	
	育児休業から希望より遅く復帰した方の理由(母親)	・育児休業の利用実態を把握	問30-6(2)①	
	育児休業から希望より遅く復帰した方の理由(父親)	・育児休業の利用実態を把握	問30-6(2)②	
問24-5	育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合の取得希望期間(母親)	・育児休業の希望を把握	問30-5(1)	
	育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合の取得希望期間(父親)	・育児休業の希望を把握	問30-5(2)	
問24-6	職場復帰時の短時間勤務制度の利用の有無(母親)	・短時間勤務制度の利用実態を把握	問30-7(1)	
	職場復帰時の短時間勤務制度の利用の有無(父親)	・短時間勤務制度の利用実態を把握	問30-7(2)	
問24-7	短時間勤務制度を利用しなかった理由(母親)	・施策の認知度把握 ・今後の施策検討に活用	問30-8(1)	
	短時間勤務制度を利用しなかった理由(父親)	・施策の認知度把握 ・今後の施策検討に活用	問30-8(2)	
★★★ 設問10. (宛名の)子どもの発達				
問25	子どもの発達について悩みや心配なことがあるか	・発達について把握		
問25-1	どのような内容の悩みや心配か	・発達について把握		
問26	子どもの発達について悩みや心配なことがある場合、どこに相談するか	・発達について把握		
問27	子どもの発達を早期に支援するために、どのようなことが必要だと思うか。	・発達について把握		
設問11. 子育てに関する満足度と重要度				
問28	父親・母親になるための学習の場や保健師の訪問・相談など妊娠中からの支援への取り組み	・保健分野に関わる内容		○
問29	早寝早起きや望ましい食生活の定着など乳幼児期からの健康づくり支援への取り組み	・保健分野に関わる内容		○
問30	子育てで悩んだり困ったりした時に相談できる場所や機会の提供への取り組み	・保護者への支援		○
問31	子育てに関する学習機会の提供への取り組み	・保護者への支援		○
問32	「男は仕事、女は家庭」といった性別による役割分担意識の解消など、男女共同参画の推進への取り組み	・地域社会の意識に関すること		○
問33	男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義を啓発する取り組み	・地域社会の意識に関すること		○
問34	男女ともに、仕事と家庭・地域活動とのバランスがとれるような働き方への意識転換の取り組み	・地域社会の意識に関すること		○
問35	子どもが安心して過ごせる居場所や遊び場が身近にあることについて	・地域での子どもの生活に関わる内容		小学生 世帯
問36	教室・体育館の開放や地域の人材による学習会開催など、学校と地域が連携した取り組みの充実	・地域での子どもの生活に関わる内容		小学生 世帯
設問12. 自由記入				
問37	教育・保育環境の充実など子育て支援に関する意見	・自由意見	問32	○

↑

国の必須項目:

問●

国の任意項目:

問●

国 調査票イメージ ... 全23p 32問 81項目

市 ... 全19p 37問 51項目(国必須21項目・次世代19項目・国任意6項目・今回独自5項目)

出雲市子ども・子育て支援事業計画作成のための アンケート調査

子育て中の保護者のみなさまへ

出雲市では、5年間で一期とする子ども・子育て支援事業計画作成し、幼稚園・保育所・認定こども園はもちろん、家庭での子育ても含め、すべての子どもにとって最善の利益が実現されるよう、幼児期の教育・保育・子育て支援の充実を図りたいと考えています。

そこで、子育てに関するみなさまの意見と現状をお聞きするためにアンケート調査をおこなうことにいたしました。

このアンケートは、今後の出雲市の子育て支援をより良くしていくために、とても重要な調査です。質問項目が多くお手数をおかけいたしますが、ご回答くださいますようお願いいたします。

平成25年12月

出 雲 市

ご記入にあたってのお願い

1. 特に断りのある場合以外は、「封筒のあて名のお子さんについて」、ご記入ください。
 2. 回答方法には、選択肢の中から選んで当てはまる番号に○印をつけていただく場合と、内に数字を記入していただく場合とがあります。
 3. 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明や矢印に従ってお進みください。
- ※ このアンケート調査は、市内にお住まいの就学前のお子さんの中から無作為に選ばせていただき、ご協力をお願いするものです。
- ※ ご記入いただいた内容について、個々の調査票を公表したり、調査の目的以外に使用したりすることは、一切ございません。率直なご意見をお聞かせください。

ご記入いただいた調査票は、平成26年（2014）1月10日（金）までに同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストにご投函ください。

この調査についてご不明な点などがございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

出雲市 健康福祉部 子育て支援課
電話：0853-21-6963（子育て支援係）
mail：kosodate-shien@city.izumo.shimane.jp

10. あて名のお子さんの発達についておたずねします。

すべての方におたずねします。

問 25 あなたは、あて名のお子さんの発達について悩みや心配なことがありますか（例：「集中できずじっとしてられない」、「言葉の遅れ」、「友達をつくるのが苦手」など）。（○は1つ）

- 1 いいえ
- 2 はい
- 3 現在はないが過去にあった

問 25 で「2」「3」に○をつけた方におたずねします。

問 25-1 どのような内容の悩みや心配ですか（でしたか）。（○はいくつでも）

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 言葉の遅れ | 2 運動面の遅れ |
| 3 遊び方などの行動面 | 4 友達関係 |
| 5 学習面 | 6 心理的な不安定 |
| 7 幼稚園・保育所・学校との関係 | 8 登園・登校 |
| 9 就園・就学・進路 | 10 親子関係や育て方 |
| 11 その他（ | ） |

すべての方におたずねします。

問 26 お子さんの発達について悩みや心配なことがある場合、あなたはどこに相談しますか（しましたか）。（○はいくつでも）

- 1 市役所（子育て・健康・福祉・教育担当窓口、保健師など）
- 2 子育て支援施設（子育て支援センターなど）
- 3 民生児童委員・主任児童委員
- 4 幼稚園・保育所
- 5 小学校
- 6 医療機関
- 7 親族・知人・友人
- 8 保健所
- 9 その他（
- 10 どこにも相談しない（しなかった）
（相談しない理由：

すべての方におたずねします。

問 27 お子さんの発達を早期から支援していくために、どのようなことが必要だと思えますか。（○は主なもの3つ）

- 1 健診・相談の充実
- 2 発達に関する相談窓口の明確化
- 3 就学相談（小学校入学前）の充実
- 4 社会資源の充実（医療機関、子育て支援センター、福祉サービス提供機関など）
- 5 幼稚園・保育所・小学校等での支援の充実
- 6 保護者間の交流・学習の場の提供
- 7 地域への啓発
- 8 その他（